

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第8条第1項の規定により、P F Iによる京都府府営住宅向日台団地整備事業（第1事業区）を実施する事業者を選定したので、同法第11条第1項の規定により、事業者の選定における評価結果を次のとおり公表します。

令和5年3月10日

京都府知事 西脇 隆俊

事業者の選定における評価結果について

1 PFI方式による財政負担の削減割合の算定に当たっての前提条件

項目	府が自ら実施する場合	PFI方式により実施する場合
算定対象とする府の支出の内訳	<ul style="list-style-type: none">・設計費、工事監理費・建設費・解体費・土砂災害対策費・入居者移転支援費・起債償還及び支払利息	<ul style="list-style-type: none">・設計費、工事監理費・建設費・解体費・土砂災害対策費・入居者移転支援費・起債償還及び支払利息・アドバイザー費用
共通の条件	施設規模：231戸の府営住宅等の整備 事業期間：令和5年4月から令和11年3月（6年） インフレ率：0% 割引率：1.1%	
本事業に関する費用の設定方法	府が近年実施した府営住宅建替え事業の実績等に基づいて算定	近年の民間の共同住宅の整備費用等に基づき、一括発注による効率化等が図られるとして算定
資金調達の内訳	<ul style="list-style-type: none">・国交付金・府債・一般財源	

2 選定事業者の事業計画に基づく算定結果

1の前提条件を基に、府が自ら実施した場合の府の財政負担見込額と、PFI方式により実施する場合の府の財政負担見込額を、事業期間中にわたり年度別に算出し、現在価値換算額で比較した。

この結果、本事業を府が自ら実施する場合に比べ、選定事業者がPFI方式により実施する場合は、事業期間中の府の財政負担見込額が約12%軽減されるものと見込まれる。